

## 2-2. 災害応急対策

### (1)住民等による「状況確認」(Aの段階)

本項では、図-9(「2-1. 災害予防」で示した図-4を一部強調)に示した A の段階、すなわち災害発生後、住民が浄化槽の使用の可否を判断する「状況確認」について述べる。

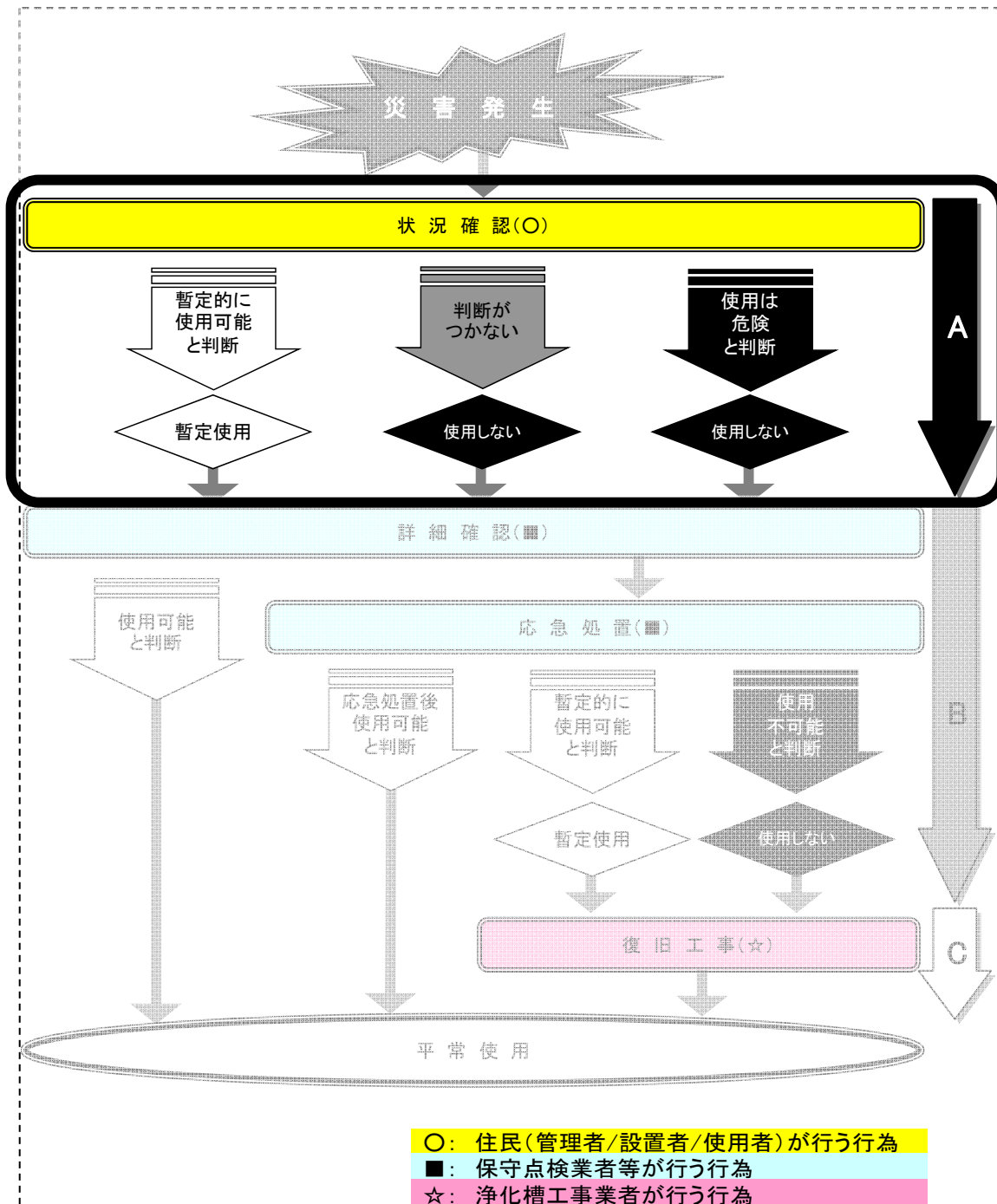


図-9 災害発生後の対応業務の例

災害発生後、浄化槽の使用が可能か否かを判断するため、まず住民(浄化槽管理者・設置者・使用者)による「状況確認」を実施する。

その結果、下記①～③に一つも該当しなければ暫定的に使用可能(最長 3 ヶ月を目途)、一つでも該当すれば使用を控える。

## 1)「状況確認」とは

自宅の水洗トイレならびに浄化槽に関して、当面の使用の可否を住民(浄化槽管理者・設置者・使用者)自ら大まかに判断することが必要とされる場合がある。これは、災害後は大きな混乱が予想され、浄化槽保守点検業者や指定検査機関などが必ずしも被害情報を確認・収集できる状況とは限らないためである。

この住民等による確認行為を「状況確認」(図-11 の①)とする。

## 2)「状況確認」の実施時期

地震発生直後は、余震、火災発生等の危険性が高く、大雨、洪水の発生直後は、土砂崩れ等の発生の危険性が高まる。いずれにせよ、人命救助や消火活動等が最優先事項となり、電気・ガス・水道が停止する可能性も高い。

このため、災害発生直後から浄化槽への対応をとることは得策ではない。被災地での混乱や二次災害の発生を避けるためにも、警戒区域の指定や、避難勧告(指示)、大雨・洪水・津波等の各種警報ならびに注意報が解除された時期を、対応の開始時期とすることが適切である。

## 3)「状況確認」の内容

この「状況確認」は、図-10 に示すチェックシートに基づいて行うこととする。このチェックシートでは、火災の発生防止、または最低限の公衆衛生の確保の観点から、住民等が自ら下記の3点を確認することとされている。

- ①漏電の恐れが無いか
- ②流入側の漏水が無いか
- ③消毒が行われているか

## 浄化槽をお使いの方へ

### 大きな地震・浸水がおこったら (震度6弱以上) (床下浸水以上)

つぎのチェック1～4で浄化槽が使えるか確かめて下さい

汚水の漏れ・消毒の確認(チェック3と4)ができるまでは浄化槽は使用できません  
確認できなかつたり、チェックに該当することがあったら保守点検業者に連絡して下さい

#### つぎの注意を守り、安全に留意して下さい

- 確認する際には必ずゴム手袋などを着けて下さい(感電防止・衛生対策)
- 危険を伴う場合は無理に確認せずに保守点検業者に連絡して下さい



#### 連絡先



保守点検業者名	電話	××××	-××	-××××
〔保守点検業者と連絡が取れない場合〕				
指定検査機関名	電話	××××	-××	-××××
市町村浄化槽担当	電話	××××	-××	-××××

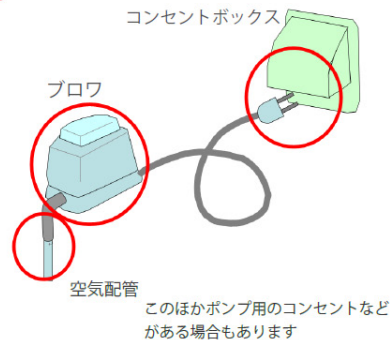


#### チェック1. 漏電

- 漏電ブレーカが作動している  
作動していたら電気保安協会が保守点検業者に連絡して下さい  
このまま電気を使うと感電や火災発生の恐れがあります

#### チェック2. 浄化槽のプロフ

- 津波・水害の場合
- コンセントボックス、プロフが水没した形跡がある
  - コンセントに差さっているのに動いていない
  - 電源ケーブルが切れている
  - 作動音がいつもよりウルサイ
  - 空気配管が外れたり、壊れている

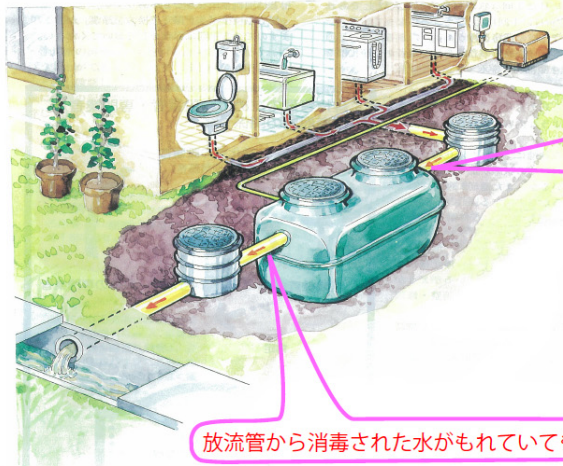


該当した項目があれば、プロフのコンセントを抜き、保守点検業者に連絡して下さい

図-10(1) 状況確認用チェックシートの例(1枚目)

### チェック3. 流入管・浄化槽本体からの汚水もれ

- 流入管が外れていたり, 流入管や浄化槽本体の周囲で水がもれている(できれば水を流して確かめます)  
不衛生な水が地下に浸透していますので, **浄化槽を使用せず, 保守点検業者に連絡して下さい**

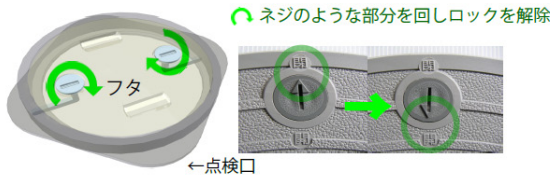


放流管から消毒された水がもれていても使用可能です

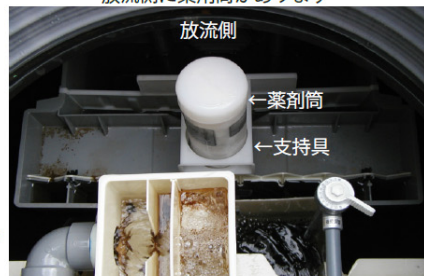
### チェック4. 消毒

放流側のフタを開けてみましょう

ネジのような部分を10円硬貨などで「開」の方に回すとロックが解除されます  
(鉄製のフタの場合は, ナットをゆるめて外します)



薬剤筒を確認  
放流側に薬剤筒があります



- 白い錠剤が入った筒(薬剤筒)が倒れている  
薬剤筒が立てられない・見当たらない(消毒できない)場合は, **浄化槽を使用せず, 保守点検業者に連絡して下さい**  
倒れていても立てることができれば問題ありません



「汚水の漏れや消毒不良で浄化槽が使用できない」理由  
汚水が漏れると地下水を汚染し, 衛生的ではありません  
消毒されていない時も同様です  
井戸水を飲用している方は, 煮沸消毒するなど, そのまま地下水を  
飲用しないで下さい

※確認で異常が認められなかった場合も, 次回の保守点検時にそのことを保守点検業者に伝えて下さい

平成24年3月 環境省浄化槽推進室発行

図-10(2) 状況確認用チェックシートの例(2枚目)

ただし、上記の確認事項は大規模な事故の発生を防ぎ、最低限の公衆衛生を確保するための限定的な内容となっており、浄化槽全体の被害状況を把握するためには不十分である。したがって、「状況確認」の結果がいかなる評価であったとしても、後述する「詳細確認」を実施するまでの間は暫定的な使用期間として取り扱うこととする。

上記の①～③について、一点も該当しないことが明らかな場合は、当該浄化槽は当面使用可能と判断する。反対に、一点でも該当した場合、または確認不可能な点があった場合は、その浄化槽は使用せず、速やかに住民が委託契約している保守点検業者に連絡することとされている(図-11 の②・③)。保守点検業者が被災し、連絡が取れない等、対応が不可能な場合は当該地域の指定検査機関、または市町村の担当窓口連絡する。

一方、近隣の施設のトイレないし浄化槽もしくは仮設トイレ等を利用可能であるなど、地域的な被害状況が比較的軽い場合には、衛生的な問題の発生を未然に防ぐことを優先し、当該地域の地方公共団体において判断基準をより厳しく位置づけることも検討する。

#### 4) 暫定的な使用期間の目安

なお、東日本大震災を含む過去の大規模な自然災害の実績では、電気、ガス、水道等の各種インフラストラクチャーは概ね1ヶ月のうちに9割以上の復旧が可能であった【参考文献⑦】。このことを踏まえ、被災した浄化槽の暫定的な使用期間は最長3ヶ月を目途とし、その間のなるべく早い段階において平常使用が可能となるよう、本格的な機能回復を目指すこととする。

ただし、被害が甚大なため3ヶ月程度での機能回復が不可能な場合は、当該浄化槽周辺に対して、「(2)応急対応 1)衛生対策」にて後述する消毒作業の継続的な徹底が求められる。

#### 5) 「状況確認」の結果に関する情報伝達

「状況確認」の結果、得られた情報に関して、浄化槽関係者における情報伝達ならびにその活用は、概ね図-11のように想定される。

被害状況について連絡を受けた保守点検業者は、後述する「詳細確認」ならびに「応急処置」を実施することに加え、「状況確認」の内容を指定検査機関に連絡する(図-11 の④)。連絡を受けた指定検査機関は、浄化槽被害に関する情報を整理(図-11 の⑤)した後、地方公共団体や地域の浄化槽業界団体事務局と共有する(図-11 の⑥・⑦)。

被害情報を共有した地方公共団体では、必要に応じて仮設トイレを設ける等、住民の生活に著しい支障を来さないよう支援を行うことが望ましい(図-11 の⑧・⑨)。さらに、その備蓄状